

# 石川県公報

令和3年12月3日

第13462号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定 (同)	3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定 (同)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○県道の供用の開始 (道路整備課)	4
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2	○自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分の指定 (同)	4
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2	公 告	
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	3	○公共測量終了公告 (監理課)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	3	公安委員会	
		○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	5
		○地域交通安全活動推進委員の委嘱	8
		○地域交通安全活動推進委員の辞職	8
		正 誤	
		○令和3.11.30第13461号中	9

## 告 示

### 石川県告示第453号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
なかざわ腎泌尿器科クリニック	野々市市新庄6丁目445番地	令和3年10月1日
おぎ薬局	鳳珠郡能登町字小木15字23番6	令和3年10月1日

### 石川県告示第454号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
なかざわ腎泌尿器科クリニック	野々市市新庄6丁目445番地	令和3年10月1日
おぎ薬局	鳳珠郡能登町字小木15字23番6	令和3年10月1日

#### 石川県告示第455号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和3年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
ののいちナイトクリニック	野々市市野代1丁目59番地	令和3年9月30日
二宮内科医院	河北郡津幡町潟端ト70番地8	令和3年10月10日
おぎ薬局	鳳珠郡能登町字小木15字23番6	令和3年9月30日

#### 石川県告示第456号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和3年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
ののいちナイトクリニック	野々市市野代1丁目59番地	令和3年9月30日
二宮内科医院	河北郡津幡町潟端ト70番地8	令和3年10月10日
おぎ薬局	鳳珠郡能登町字小木15字23番6	令和3年9月30日

#### 石川県告示第457号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
たんぽぽ薬局株式会社	岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地	穴水たんぽぽ薬局	鳳珠郡穴水町字川島レ38番1	令和3年 10月1日

#### 石川県告示第458号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
たんぽぽ薬局株式会社	岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地	穴水たんぽぽ薬局	鳳珠郡穴水町字川島レ38番1	令和3年 10月1日

**石川県告示第459号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和3年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
二宮 哲博	河北郡津幡町潟端ト70番地 8	二宮内科医院	河北郡津幡町潟端ト70番地 8	令和3年 10月10日

**石川県告示第460号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和3年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
二宮 哲博	河北郡津幡町潟端ト70番地 8	二宮内科医院	河北郡津幡町潟端ト70番地 8	令和3年 10月10日

**石川県告示第461号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
赤塚 大輔	のいち接骨院	野々市市押野1丁目393 ピーノパラッツ オ101	令和3年10月28日

**石川県告示第462号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏名	名称	所在地	指定年月日
赤塚 大輔	のいち接骨院	野々市市押野1丁目393 ピーノパラッツ オ101	令和3年10月28日

**石川県告示第463号**

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和3年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 有害興行

興行の種類	興行名	配給会社名
映画	密着指導 教えてあげる	オーピー映画
〃	私を奴隷にしてください	新東宝映画

## 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

## 3 指定年月日

令和3年12月3日

**石川県告示第464号**

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、令和3年12月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和3年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
小原土清水線	金沢市大桑町ユ11番15地先から 金沢市大桑町ユ2番2地先まで	令和3年12月9日	県央土木事務所 維持管理課
七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字川島イ100番1地先から 鳳珠郡穴水町字川島ヨ5番9地先まで	令和3年12月5日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

**石川県告示第465号**

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分を指定する。

なお、その関係図面は、令和3年12月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和3年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	指定する期日	関係図面の縦覧場所
県道	金沢田鶴浜線	羽咋郡宝達志水町今浜ソ167番地先から 羽咋郡宝達志水町今浜ソ215番2地先まで	令和3年12月3日	中能登土木 総合事務所 のと里山 海道課

## 公 告

### 公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、白山市部入道・柴木第二地区土地区画整理組合設立準備委員会委員長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年12月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (白山市部入道・柴木第二地区土地区画整理事業)	令和3年1月18日から 同年11月11日まで	白山市南東部地域

## 公 安 委 員 会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月三日

石川県公安委員会

### 石川県公安委員会規則第六号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則(昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項及び第二項中「二通」を削り、同条第三項第二号中「その者の自動車の運転の実務の経験に関する経歴を証明するもの又は」を「施行規則第九条の九第一項第二号の規定による認定を受けているときは、」に改め、同項第三号中「、その者の自動車の運転の実務の経験に関する経歴を証明するもの又は」を「又は施行規則第九条の九第二項第二号の規定による認定を受けているときは、」に改める。

別記様式第十六及び別記様式第十六の一の二を次のように改める。

別記様式第16(第35条関係)

安全運転管理者に関する届出書

石川県公安委員会 殿

年 月 日

- 安全運転管理者を選任
  - 安全運転管理者を解任
  - 届出事項を変更
- お届けします。

住所  
事業所の名称及び  
代表者の氏名  
(電話) (FAX)

① 選任年月日	年 月 日	⑧ 使 用 の 本 拠	(ふりがな)																	
② 安全運転管理者氏名	(ふりがな)		名 称																	
	生年月日 (年齢)		年 月 日 ( 歳)	位 置 (所在地)	〒 -															
③ 資格要件	運転の管理経験		業 種 別	<input type="checkbox"/> 官公署 <input type="checkbox"/> 公社公団等 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸・小売業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 金融保険業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス業 <input type="checkbox"/> 通信業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他 ( )																
	1 2年以上	2 公安委員会の 教習修了者で 1年以上		3 公安委員会の 認定																
④ 職務上の地位																				
⑤ 安全運転管理者が運転免許証を持っている場合																				
免許の種類	<input type="checkbox"/> 大型二種 <input type="checkbox"/> 中型二種 <input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 普通一種 <input type="checkbox"/> 大特一種 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二 <input type="checkbox"/> 原付 <input type="checkbox"/> けん引一種 <input type="checkbox"/> 小特 <input type="checkbox"/> 大型二種 <input type="checkbox"/> 中型二種 <input type="checkbox"/> 普通二種 <input type="checkbox"/> 大特二種 <input type="checkbox"/> けん引二種																			
取得年月日	二小原	年 月 日																		
	その他	年 月 日																		
二種	年 月 日																			
免許番号																				
交付年月日	年 月 日																			
交付公安委員会	公安委員会																			
⑥ 安全運転管理者の勤務態様	勤務	日勤 隔日 その他 ( )																		
	副安全運転管理者の有無	あり ( ) 名 なし																		
⑦ 管理実務経歴	勤務期間	勤務所名 職名																		
	自 年 月 日																			
	至 年 月 日																			
	自 年 月 日																			
至 年 月 日																				
⑨ 使用の本拠における自動車台数・運転者数	乗用	貨物				大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計										
		大型	中型	普通	軽						大型	中型	準中型	普通	軽					
⑩ 運転者数	免許種別	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	計										
		一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種		一種									
⑪ 前安全運転管理者	解任年月日	年 月 日																		
	氏名																			
	解任事由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 転任 <input type="checkbox"/> 台数減 <input type="checkbox"/> その他 ( )																		
備考																				

※ 安全運転管理者に関する届出上の注意事項

- 1 安全運転管理者を解任後直ちに他の者を安全運転管理者に選任したときは、⑪前安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねることとする。
- 2 安全運転管理者を解任した場合には、本届出書に安全運転管理者証を添付して返納すること。

別記様式第16の1の2(第35条関係)

副安全運転管理者に関する届出書

石川県公安委員会 殿

年 月 日

- 副安全運転管理者を選任
  - 副安全運転管理者を解任
  - 届出事項を変更
- お届けします。

住所  
事業所の名称及び  
代表者の氏名  
(電話) (FAX)

① 選任年月日	年 月 日	⑧ 使 用 の 本 拠 	(ふりがな)																																	
② 副安全運転 管理者氏名	(ふりがな)		名 称																																	
			位 置 (所在地)	〒 -																																
③ 資 格 要 件	生年月日 (年齢)		年 月 日 ( 歳)		安全運転管 理者の氏名																															
	1 運転の管理 経験1年以上	2 運転の経験 期間3年以上	3 公安委員会 の認定	業 種 別	<input type="checkbox"/> 官公署 <input type="checkbox"/> 公社公団等 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸・小売業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 金融保険業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス業 <input type="checkbox"/> 通信業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他 ( )																															
	④ 職 務 上 の 地 位																																			
⑤ 副安全運転管理者が運転免許証を持っている場合													⑨ 自 動 車 台 数	乗 用		貨 物				大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計												
免 許 の 種 類	<input type="checkbox"/> 大 型 二 種	<input type="checkbox"/> 中 型 二 種	<input type="checkbox"/> 準 中 型	<input type="checkbox"/> 普 通 一 種	<input type="checkbox"/> 大 特 一 種	<input type="checkbox"/> 大 自 二	<input type="checkbox"/> 普 自 二	<input type="checkbox"/> 原 付	<input type="checkbox"/> け 引 一 種	<input type="checkbox"/> 小 特	<input type="checkbox"/> 大 型 二 種	<input type="checkbox"/> 中 型 二 種		<input type="checkbox"/> 普 通 一 種	<input type="checkbox"/> 大 特 一 種	<input type="checkbox"/> け 引 二 種	大 型	中 型	普 通	軽	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特 一 種	大 自 二	普 自 二	小 特	計							
	取 得 年 月 日	二小原	年 月 日		二種	年 月 日																														
	免 許 番 号	二種		年 月 日																																
交 付 年 月 日	二種		年 月 日																																	
交 付 公 安 委 員 会	公安委員会																																			
⑥ 副安全運転管理者 の勤務態様	勤 務	日勤 隔日 その他 ( )		他 の 副 安 全 運 転 管 理 者 の 有 無	あり なし																															
	勤 務 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日			勤 務 所 名		職 名																													
⑦ 管 理 実 務 経 験	自	年 月 日		勤 務 所 名		職 名																														
	至	年 月 日		勤 務 所 名		職 名																														
	自	年 月 日		勤 務 所 名		職 名																														
	至	年 月 日		勤 務 所 名		職 名																														
⑩ 運 転 者 数													⑩ 運 転 者 数	免 許 種 別		大 型				中 型				準 中 型		普 通		大 特 一 種		大 自 二		普 自 二		小 特		計
一 種		二 種		一 種		二 種		中 型		一 種		二 種		一 種		二 種		大 自 二		普 自 二		小 特		計												
⑪ 前副安全運転管理者													解任年月日		年 月 日																					
氏 名																																				
解任事由													<input type="checkbox"/> 死亡		<input type="checkbox"/> 退職		<input type="checkbox"/> 転任		<input type="checkbox"/> 台数減						<input type="checkbox"/> その他 ( )											
備 考																																				

※ 副安全運転管理者に関する届出上の注意事項

- 1 副安全運転管理者を解任後直ちに他の者を副安全運転管理者に選任したときは、⑪前副安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねることとする。
- 2 副安全運転管理者を解任した場合には、本届出書に副安全運転管理者証を添付して返納すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の石川県道路交通法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所定の調整をして使用する事ができる。

**石川県公安委員会告示第132号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次の地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により告示する。

令和3年12月3日

石川 県 公 安 委 員 会

活動区域管轄警察署	氏 名	住 所	委嘱年月日
能 美 警 察 署	小 杉 栄 一	能 美 市	令和3年11月18日

**石川県公安委員会告示第133号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、地域交通安全活動推進委員に委嘱した次に掲げる者の辞職を承認した。

令和3年12月3日

石川 県 公 安 委 員 会

活動区域管轄警察署	氏 名	住 所	辞職年月日
能 美 警 察 署	高 田 鉄 夫	能 美 市	令和3年11月18日

**正 誤**

令和3年11月30日発行の石川県公報第13461号中、正誤次のとおり

ページ	誤	正
1	第13461号（金曜日）	第13461号（火曜日）